

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業に係る
金融機関公募要領

1. 事業目的

この利子補給金は、金融機関が行う環境に配慮した事業者に対する融資制度のうち、地球温暖化対策に係る設備投資のための融資（以下「温暖化対策に係る環境配慮型融資」という。）を受け的事业者に対し、必要な経費を助成することにより、地球温暖化対策のための当該設備投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進することを目的とします。

2. 事業内容

財団法人日本環境協会（以下「協会」という。）に設置された環境保全型経営促進基金（以下「基金」という。）の取崩しにより、温暖化対策に係る環境配慮型融資として行われる金融機関（以下「融資機関」という。）の融資に係る利息の一部（3%相当を上限）について、事業者に対し、金利負担を減免するための利子補給金を交付するものです。

- (1) 対象金融機関 温暖化に係る環境格付け手法を実施する金融機関
- (2) 利子補給総額 45億円
- (3) 対象範囲 温暖化対策に係る設備投資
 - ① 利子補給対象融資限度額 100億円/件
(基金の執行状況に応じて変更することがあります。)
 - ② 利子補給率上限 3%（無利子を上限）
 - ③ 利子補給期間 借入れ開始日から開始して3年間以内（貸付の返還期間を上限）

3. 交付対象者

地球温暖化対策に係る設備投資のための融資を受ける下記の事業者。

別紙1に定める温暖化対策に係る環境配慮型融資における一定の基準による評価又はこれと同等以上のものと認められるものによる評価により一定の要件を満たし、かつ、以下のいずれかの誓約を行う事業者

- ① 3年以内の間に二酸化炭素排出原単位6%改善又は二酸化炭素排出量6%削減
 - ② 5年以内の間に二酸化炭素排出原単位10%改善又は二酸化炭素排出量10%削減
- なお、本利子補給を受けようとする事業費に係る融資の契約を既に結んでいるものは交付対象外です。

4. 本事業に係る金融機関の要件

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ① 銀行
 - ② 信用金庫及び信用金庫連合会
 - ③ 労働金庫及び労働金庫連合会
 - ④ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
 - ⑤ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - ⑥ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
 - ⑦ 農林中央金庫

- ⑧株式会社商工組合中央金庫
- ⑨株式会社日本政策投資銀行
- ⑩沖縄振興開発金融公庫

(2) 条件

温暖化対策に係る環境配慮型融資を実施する際、下記の条件を満たすこと。

- ①別紙2に定める環境格付の評点又はこれと同等以上と認められるものにより事業者の環境配慮の取組を審査・評価し、別紙3に定めるランク・評点と金利優遇幅又はこれらと同等以上と認められるものによる評価結果によって金利を段階的に変更する融資制度がある。
- ②融資先である事業者における以下のいずれかの誓約について、その後のモニタリングが可能な体制がある。(委託も可とする。)
 - ア. 3年以内の間に二酸化炭素排出原単位6%改善又は二酸化炭素排出量6%削減
 - イ. 5年以内の間に二酸化炭素排出原単位10%改善又は二酸化炭素排出量10%削減
- ③融資資金の使途を地球温暖化防止にかかる設備投資のための資金とし、使途を確認する体制がある。
- ④会計検査院等の求めがある場合は、事業者の審査等の執行に関する資料の提出等を行うことができる。

5. 採択の審査及び結果通知について

(1) 審査スケジュール

応募後、次の通り順次審査を実施します。

①書類審査

応募書類を査読し、順次書類審査を実施します。

②ヒアリング審査

必要に応じ、順次ヒアリング審査を実施します。ヒアリングを実施する場合は、順次ご連絡します。

③審査結果の通知

上記を経て、採択機関を決定します。選定結果(採択または不採択)は、順次書面で通知します。

④審査内容

提出された応募書類の内容が、4.の要件へ適合しているか適合見込みかどうか審査し、要件に適合していると認められたものについて採択の決定を行います。

なお、適合見込みかどうかの審査にあたっては、要件に適合するための準備状況及びそのスケジュールについても審査を行います。

6. 応募書類の提出について

(1) 受付期間

平成21年7月6日(月)～平成22年2月26日(金)(公募締切日当日の消印まで有効)

(2) 提出資料について

- ①提出に際しては、本公募要領にて様式を定めているものは必ずその様式を使用して下さい。提出書類の用紙の大きさはA4版、可能な限り両面印刷でお願いします。

- ②提出書類の中央下に通しページを必ず付けて下さい。
- ③応募に係る審査は、提出書類に基づき書面にて行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすくして下さい。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ④「提出書類」にある提出書類等や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご留意下さい。

<提出書類>

- ・応募申請書（様式指定）
 - ・定款（それに準ずるもの）及び登記事項証明書
 - ・過去3年分の貸借対照表及び損益計算書
 - ・その他参考となる資料（申請書の補足資料、4.（2）①の融資制度による貸付実績等）
- （注）提出書類及び添付資料は、正1部、写し1部を提出して下さい。

（3）提出方法及び提出先

応募される融資機関は、提出書類を正1部、写し1部を上記期間に郵送にて提出して下さい。封書の宛名面には、「京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業応募」と明記して下さい。

〒103-0002

東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9階

財団法人日本環境協会

電話：03-5643-6262

FAX：03-5643-6250

（4）問い合わせ先

〒103-0002

東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9階

財団法人日本環境協会 担当：塚本、堀河

電話：03-5643-6262

FAX：03-5643-6250

電子メール keieikikin@japan.email.ne.jp

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省総合環境政策局環境経済課企業行動係 担当：鴨志田、東山

電話 03-3581-8240

FAX 03-3580-9568

電子メール kigyo@env.go.jp

7. その他

上記の他に必要な事項は、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業業務方法書、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業事務取扱要領によります。

(別紙1)

利子補給金交付事業の対象となる「温暖化対策に係る環境配慮型融資」とは、「CO₂排出削減」「環境マネジメント」「コンプライアンス」「環境会計・ボランティア等」「事業活動における環境配慮（CSR）」の5事項により審査及び評価を行い、その評価結果によって金利を変更する融資制度とする。5事項に求める具体的な項目及び評価基準は別添の通りとし、環境格付の評点は別紙2とし、ランク・評点と金利優遇幅は別紙3とする。

(別紙2)

<点数>

	評価項目	○	△	×
①	3年間又は5年間のCO2排出量削減目標を掲げているか	10	5	0
②	3年間又は5年間のCO2排出量削減又は原単位改善の具体的な達成手段を掲げているか	10	5	-5
③	これまでCO2排出量削減目標を掲げ効果が出ているか	10	5	0
④	CO2排出量を含む環境マネジメントの整備・実施（ISO14001、エコアクション21、環境マネジメントシステム（KES）、グリーン経営認証制度の認証取得等）	10	5	0
⑤	CO2排出量を含む環境報告書等の発行・公表	10	3	-5
⑥	温暖化対策を含む環境方針等の公表	10	5	0
⑦	法令遵守方針	5	2	0
⑧	法令違反	5	0	-10
⑨	コンプライアンスの推進部署	5	2	0
⑩	環境会計の導入	5	2	0
⑪	環境保全に対するボランティア活動	5	2	0
⑫	投資案件に対する環境考慮	5	2	0
⑬	環境に配慮した製品・商品の取扱	5	2	0
⑭	グリーン調達・グリーン購入	5	2	0

(別紙3)

<格付・点数と金利優遇幅（例）>

格付	点数	金利優遇幅（例）
S	60点～100点	0.2%
A	20点～59点	0.1%
B	20点未満	なし

〈環境格付評価基準〉

【別添】

評価項目	○	△	×
①3年間又は5年間のCO2排出量削減目標を掲げているか	3年間又は5年間のCO2排出量削減の定量的な目標を掲げている	3年間又は5年間のCO2排出量原単位改善の定量的な目標と併せ、将来のCO2排出量削減の定量的な目標を掲げている	将来のCO2排出量削減の定量的な目標を掲げていない
②3年間又は5年間のCO2排出量削減又は原単位改善の具体的な達成手段を掲げているか	具体的な達成手段と手段毎の定量的な目標を掲げている	手段毎の定量的な目標までは掲げていないが、具体的な達成手段を掲げている	具体的な達成手段が掲げられていない
③これまでCO2排出量削減目標を掲げ効果が出ているか	直近のCO2排出量が1年前の排出量よりも下がっている	直近のCO2排出量の1年前の排出量を把握している	直近のCO2排出量の1年前の排出量を把握していない
④CO2排出量を含む環境マネジメントの整備・実施(ISO14001、エコアクション21、環境マネジメントシステム(KES)、グリーン経営認証制度の認証取得等)	ISO14001の認証等の取得をしている	認証等の取得の具体的な計画がある	認証等の取得の具体的な計画がない
⑤CO2排出量を含む環境報告書等の発行	CO2排出量を含む環境報告書等を発行又は公表している	CO2排出量を含む環境報告書等を発行又は公表の具体的な計画がある	発行又は公表の具体的な計画がない
⑥温暖化対策を含む環境方針等の公表	温暖化対策を含む環境方針等を公表している	公表していないが温暖化対策を含む環境方針等を策定している	温暖化対策等を含む環境方針を策定していない
⑦法令遵守方針の公表	法令遵守方針を公表している	公表していないが法令遵守方針を策定している	法令遵守方針を策定していない
⑧法令違反	法令違反がない	法令違反の可能性がある	法令違反がある
⑨コンプライアンスの推進部署	コンプライアンスの推進部署がある	推進部署を設ける具体的な計画がある	推進部署がない
⑩環境会計の導入	環境会計を導入している	導入の具体的な計画がある	導入していない
⑪環境保全に関するボランティア活動	環境保全に関するボランティア活動を実施している	実施の具体的な計画がある	実施していない
⑫投資案件決定時の環境保全の考慮	投資案件の決定時に環境保全を考慮している	環境保全の考慮を具体的に計画している	環境保全を考慮していない
⑬環境に配慮した製品・商品の取扱	環境に配慮した製品や商品の取扱を行っている	環境に配慮した製品や商品の取扱を具体的に計画している	行っていない
⑭グリーン調達・グリーン購入	グリーン調達・購入を行っている	グリーン調達・購入を具体的に計画している	行っていない

(様式)

平成 年 月 日

財団法人日本環境協会 理事長 殿

住所
金融機関名
代表者氏名 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業に係る
金融機関の応募について

標記について、下記のとおり応募します。

記

1. 申請者の概要

- (1) 名称
- (2) 代表者
- (3) 所在地、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス
- (4) 設立年月日
- (5) 役員氏名
- (6) 従業員数
(組合等の場合にあつては、専従役員数を記入すること。)
- (7) 資本の額又は出資の総額 (単位：万円)
(株式会社にあつては、受権資本の額及び払込済み資本の額を記入すること。)
- (8) 資本金又は出資金の構成 (単位：%)
(主な株式又は出資者の構成等を示すこと)
- (9) 組織図
(部課等の体制及び配置人数等を記入すること。)
- (10) 担当者名

2. 京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業に係る金融機関公募要領 4.

- (2) ①～③の条件を満たす融資制度・体制について

(注1) 上記融資制度・体制について説明して下さい。また必要に応じて根拠資料を添付して下さい。

(注2) ①の根拠資料については、別紙の項目を満たしていることが明確に分かるよう、適宜注釈を加えるなどして下さい。

(注3) ②、③の根拠資料については、金融機関内のモニタリングや確認の体制が分かる図などを作成して下さい。